

第 24 回総会 令和 4 年 5 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、5 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

局 長 今月は、農地改良届出が 1 件提出されていますので報告いたします。土地の所在は、大字平郡字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,134 m²、所有者：大字平郡〇〇番地、(故) 〇〇、申請者：神奈川県〇番地、〇〇、改良する理由は、周囲の土地より低く、水はけが悪いため、1m 程盛土、20cm 程覆土して、使いやすい農地とするとしています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

29 番 農地改良届 1 番を説明します。申請者は、神奈川県に住む、土地所有者の故〇〇さんの息子の〇〇さんです。農地の場所については、お手元の資料をご参照ください。

三納の〇〇交差点を南へ約 1 km 進んだ所の農地です。申請地は、水はけが悪く、ぬかるみ、トラクターが沈む状況のため、約 1m 盛土、約 20 cm 覆土して使いやすい農地とするために申請されたものです。申請者は、神奈川県の方ですが、平郡地区に住む親戚の方が耕作管理を行うようです。隣地の方の承諾も得ており、現地を確認しますので報告します。

局 長 また、相続届出 4 件、使用貸借合意解約 7 件、賃貸借合意解約 6 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 4 年度第 24 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員 16 名 推進委員 3 名、合計 19 名の出席であります。本日の議案件数であります、7 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。15 番 〇〇委員、29 番

〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 132 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 132 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 1 件であります。

1 番を説明します。申請者：奈良県の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番 1、登記：畑、現況：宅地、面積 430 m²、申請内容・目的：一般住宅用地、主な施設の内容：木造住宅・倉庫の建築であります。既に住宅が建築されており、始末書が添付されていません。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 今回は、22 番 〇〇委員と私（8 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、5 月 20 日午前 9 時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、清係長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 2 件、非農地証明 4 件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしく申し上げます。尚、非農地証明調査には、15 番 〇〇委員、29 番 〇〇委員、7 番 〇〇委員にも同行いただきました。

22 番 1 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇から西へ約 200m 行った所の農地です。詳細については配付済みの地図を参照してください。この申請地は、申請人の父が昭和 50 年頃に家を建築されたそうですが、その父である、祖父の頃から家が建っていたそうでもあります。父も宅地であると思込んでいたため、違反転用を是正するための申請となります。始末書が添付されていますので皆さんご確認ください。周囲は、東側は市道、西側は里道を通って山林、南側は法面があり下に宅地、北側は里道を隔てて畑となっています。雨水は、東側道路側溝に流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う周辺へ

の土砂流出等については、既に数十年が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 議案書の施設面積を見ていただくと、616 m²となっています。今回の申請地面積 430 m²との差 186 m²については、昭和 50 年に進入路等としての転用許可がなされていました。今回の申請地は、農地ではないと誤って判断され、現在、住宅等が建築されている場所となります。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 133 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 133 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2 ページの通り申請件数は 2 件であります。

1 番を説明します。受人：日南市の〇〇、渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番 2 他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 393.31 m²、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅 1 棟の建築です。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

22 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から北西に約 100m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は道路、西側、南側、北側ともに畑となっています。

雨水は道路側溝に流します。生活排水は下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、段差もないのですが、周辺にブロック塀を設置し土砂流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明を行っているようですが、漏れなく実施するようお願いしました。この申請地は、都市計画内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。受人：岩爪の〇〇、渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番 3、登記：田、現況：雑種地、面積 243 m²、申請事由：進入路用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、住居進入路の設置であります。既に利用済み

のため、顛末書が添付されています。

議長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

8番 2番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇から右折し、〇〇を西に約200m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、進入路用地にするために申請されたものです。この申請地は、受人の〇〇さんの弟、〇〇さんが〇〇さんの夫、〇〇さんから、平成12年に購入した土地ですが、〇〇さんの家屋敷地前の里道が狭くて車で通行するには危険なため、平成13年に許可を得ずに、申請地を道路として利用されました。申請地の北側の土地と家屋を今後、〇〇さんに名義変更する予定であり、申請地を通らないと出入りができないことから、違反転用を是正するための転用申請となります。この案件は、顛末書が添付されていますので皆さんご確認ください。周囲は、東側は田、西側は田、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、自然浸透により排水しますが、自然浸透されない分は、東側の側溝に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、既に20年以上経過しその間も周辺の影響はありませんでしたが、責任を持って対処されるそうです。

転用する土地の周辺関係者等へ同意も得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回の案件は、複雑ですので、追加資料として説明図を配付しました。ご確認ください。〇〇さんと〇〇さんとの間で売買が成立していた申請地を、許可を得ずに〇〇さんが、道路として利用していたのですが、お二人とも亡くなられたことで、〇〇さんの姉、〇〇さんと〇〇さんの成年後見人を通して改めて売買契約を行い、道路として利用していた違反転用を是正するために申請されたものであります。また今回の申

請地の売買価格は、〇〇円となっています。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第134号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第134号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書3から4ページの通り、申請件数は6件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1番と2番は関連がありますので続けて説明します。1番、受人：岩爪の〇〇、渡人：鹿児島市の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番他7筆、登記・現況ともに田及び畑7筆、登記：田、現況：畑1筆、面積4,072㎡、権利の内容：賃貸借権の設定であります。

次に2番を説明します。受人、渡人は1番と同じです。申請地：大字岩爪字〇〇番他1筆、登記・現況ともに畑、面積2,293㎡、権利の内容：売買による所有権移転で

す。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 1番と2番は関連がありますので、まとめて説明します。渡人の〇〇さんは、鹿児島市に住んでおられ、受人の〇〇さんが住んでいる住居は、〇〇さんの実家であり、東京から畜産の仕事で宮崎に転入した〇〇さんへ売買されたとのこと。今回、〇〇さんが所有する農地を、賃貸借と売買によって取得、利用して、水稻とゆずを作付けするとのこと。新規就農者ではありますが、田植機、軽トラ、草刈機等農業に必要な機械類は揃えています。農地法第3条の50a以上の作付けにも問題なく、多少荒れた農地が再活用されることも考慮して、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買による農地取得価格は、10a当たり約〇〇円となっています。

議 長 説明がありました1番と2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 〇〇さんは、何歳ですか。

14 番 37歳です。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：都農町の〇〇、渡人：埼玉県の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番1他3筆、登記・現況ともに畑、面積1,176㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。尚3月総会議案120号で、空き家に附属した農地として承認した案件であります。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

6番 3番を説明します。今回の申請は、埼玉県に住む〇〇さんから、児湯郡都農町に住む〇〇さんへの売買となります。農地の場所は、お手元の地図をご参照ください。〇〇から西へ約300m進んだ所の農地です。申請地につきましては、令和4年3月総会議案第120号空き家に附属した農地として承認いただいております、今回、空き家と農地をセットで取得されるそうです。今回初めて農地を取得することから、取得農地を5年以上耕作する誓約書及び営農計画書が提出されています。申請地には、季節に合わせた野菜等を作付けするとのことでした。何ら問題なく許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の売買価格は、農地のみでは示されておらず、空き家と農地セットで〇〇円となっています。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4番の説明をお願いします。

局長 4番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番3他9筆、登記・現況ともに田及び畑、面積6,962㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23番 4番を説明します。受人及び渡人は、南方に住む親子であり、兼業農家ですが、高齢化等による、母親から子への贈与となります。贈与後もこれまで通り、水稻、飼料作物、野菜を作付けするとのことです。トラクター、軽トラ等農業に必要な機械は一式揃っています。何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に5番の説明をお願いします。

局長 5番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積402㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4番 5番を説明します。受人の〇〇さんは、主にピーマンを作付けする農家で、田にはWCSを作付けされています。渡人の田にもWCSが作付けされており、今回、渡人

の〇〇さんも高齢で管理も困難とのことで、贈与に至った様であります。〇〇さんは、トラクター、軽トラ等農業に必要な機械は一式揃っております。農地法第3条による50a以上の作付けも何ら問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：延岡市の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,021㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 6番を説明します。今回の申請は、延岡市に住む〇〇さんから、都於郡の〇〇集落に住む〇〇さんへの贈与となります。申請地につきましては、お手元の地図を参照してください。都於郡〇〇地区の〇〇の南側の農地となり、受人は〇〇地区で、ニラ、スイートコーン、水稻を作付けしており、申請地にはスイートコーンが作付けされており、農地として活用していることを確認しています。農業に必要な農機具は一式揃っており、周辺作物等への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けも何ら

問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

会長 受人の経営規模を見ますと、貸付が3町程になっていますが、どんな状況なのか。

事務局 受人の〇〇さんには、一緒に農業を営む兄弟が別世帯に住んでおり、中間管理機構を通して貸借権を設定しています。この貸借分が経営面積の貸付面積として表示されています。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第135号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、所有権移転分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第135号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告です。議案書5～7ページの所有権移転分6件を説明させていただきます。

1番 受人：南方の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番2他1筆、登記・現況ともに田、面積2,029㎡です。

2番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積3,594 m²です。

3番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積1,415 m²です。

4番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積2,342 m²です。

5番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに畑、面積8,436 m²です。

6番 受人：上三財の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積7,964 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年6月6日を予定しております。

議長 それでは説明のありました1番から6番について、一括して審議をお願いします。
発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第135号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権

設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 135 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 8 ページの通り 2 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：三納の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 880 m²、令和 4 年 6 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

2 番 受人：木城町の〇〇、渡人：木城町の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 7 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 2,803 m²、令和 4 年 6 月から 3 年間の貸借の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 6 月 6 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番から 2 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 136 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中

間管理権の取得)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 136 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)(貸借権設定)については、議案書 9~24 ページの通り 28 件申請がなされていますが、すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人:宮崎市の〇〇、渡人:下三財の〇〇、申請地:大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,049 m²、令和 4 年 7 月から 3 年 7 ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 6 月 6 日を予定しております。

議長 代表 1 番の説明がありました。1 番から 28 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 137 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 137 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書 25 ページの通り 4 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字三宅字〇〇番、地目：台帳・畑、現況・原野、面積 1,476 m²、所有者：大字三宅〇〇番地 1、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 となっています。

非農地証明明細番号 2、土地の所在：大字三納字〇〇番 3、地目：台帳・田、現況・宅地、面積 100 m²、所有者：川崎市〇〇番 1 号〇〇、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 1 になります。

非農地証明明細番号 3、土地の所在：大字三納字〇〇番他 1 筆、地目：台帳・田、現況・原野、面積 359 m²、所有者：西都市大字穂北〇〇番地 2、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

非農地証明明細番号 4、土地の所在：大字下三財字〇〇番、地目：台帳・畑、現況・原野、面積 122 m²、所有者：宮崎市〇〇番 2 号、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

議長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

15 番 1 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。〇〇から北へ約 300m 行った所の右側の農地です。周囲を山林で覆われ、雑木や竹が生い茂り、農地として耕作できる見込みもなく、入り口もない状況です。10 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することは困難な土地であることから、事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 番号2について地元委員の説明を求めます。

29番 2番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有している農地ではありますが、昭和27年の農地法施行以前から、家が建っており、農地以外の土地であったことから、事由1に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 番号3について地元委員の説明を求めます。

29番 3番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、〇〇さんが所有している農地ではありますが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号4について地元委員の説明を求めます。

7 番 4 番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、〇〇さんが所有する農地ですが、宅地と用水路の間の法面となっており、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第138号令和4年度最適化活動の目標設定等(案)について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第138号令和4年度最適化活動の目標設定等(案)については、議案書27～29ページとなります。担当者が説明いたします。

事務局 説明。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 3 時 43 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

15 番 _____

29 番 _____